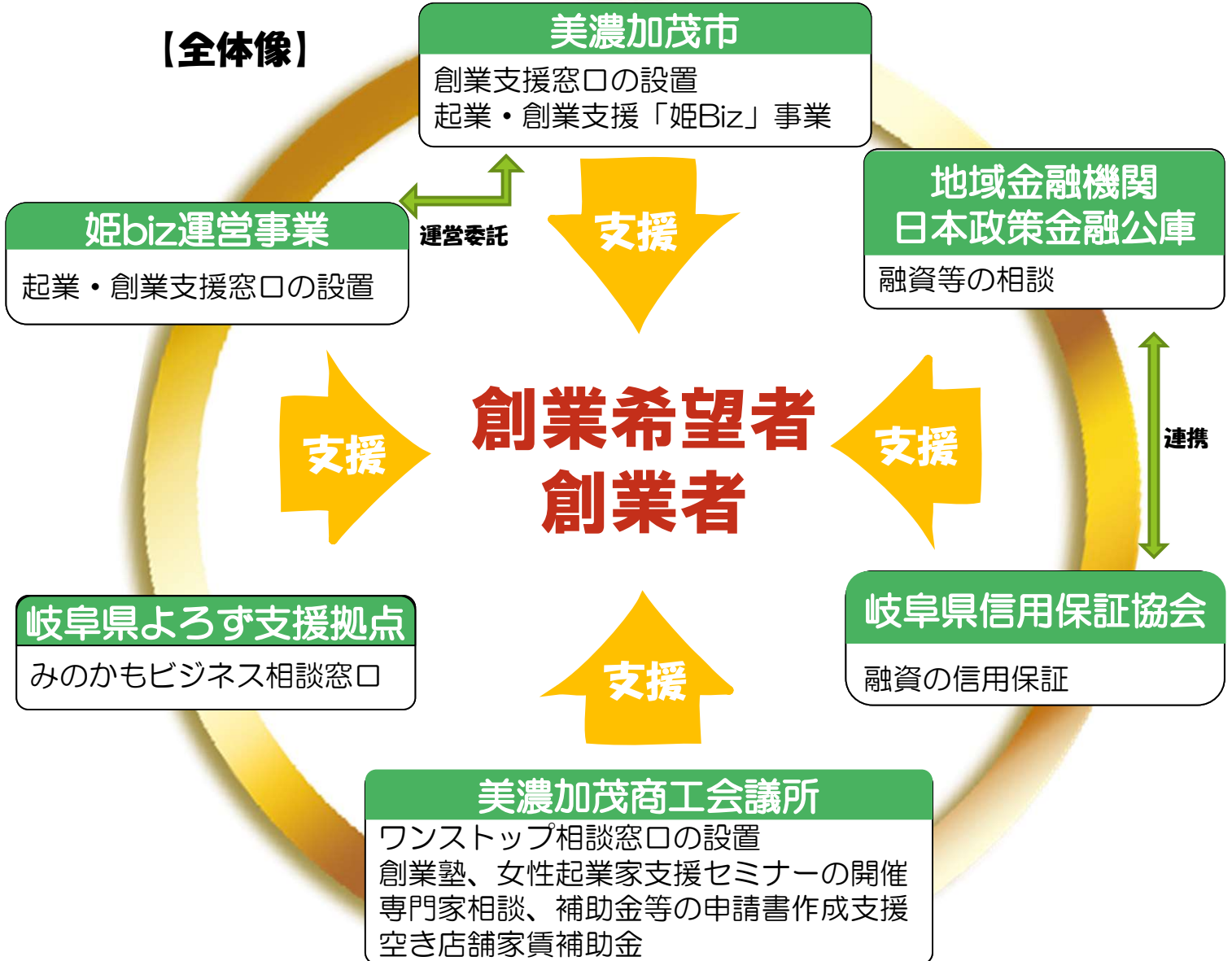


# 創業支援のご案内

美濃加茂市は、市内での創業を目指す方を支援するため、創業支援事業者と連携して実施する「美濃加茂市創業支援事業計画」を策定し、平成27年5月に国の認定を受けました。

この計画に基づき、市と創業支援事業者と協力して、美濃加茂市内で創業したい方や創業して間もない方を支援しています。

## 【全体像】



## ● 美濃加茂商工会議所の支援

制度	内容
ワンストップ相談窓口 創業サポート	市や地域金融機関等の創業支援事業や適切な窓口の紹介、相談内容に応じて専門知識や経験を有する人材の派遣などを行います。
創業支援セミナーの開催 ※特定創業支援事業	経営・財務・人材育成・販路開拓などの創業に必要な専門的な知識について学べるセミナーを開催しています。
専門家相談	中小企業診断士等、専門の相談員が経営全般の相談をお受けします。
補助金等申請書作成支援	補助金等の申請をするために必要な書類の書き方をアドバイスします。
空き店舗家賃補助金	中山道から美濃太田駅周辺又は古井駅周辺の空き店舗を利用して出店する創業者に家賃の2分の1(限度額10万円/月)を1年間補助します。



## 美濃加茂市起業・創業支援窓口 姫biz

「自分で仕事を始めたい」「お店を出したい」といったあなたの夢を応援する総合相談窓口です。経験豊富な相談員がそれぞれの専門分野から、様々なアドバイスを行っています。

(9時～17時 土日祝休み、事前予約制)



姫biz (ひめbiz) (太田本町1-1-20)  
電話：0574-57-9331

## 岐阜県よろず支援拠点 みのかもビジネス相談窓口

中小企業診断士やWebコンサルタント等、専門の相談員が創業全般の相談をお受けします。

場所：美濃加茂商工会館 1階 (毎週金曜日13時～17時 事前予約制)



予約申込：美濃加茂市 商工観光課 (太田町3431-1)  
電話：0574-25-2111

地域の各金融機関等では、次のとおりそれぞれが独自に創業支援に取り組んでいます。

※金融機関名は五十音順

## 大垣共立銀行

平成28年5月2日に、創業前または創業して間もない皆さまのご要望に応えるために「OKB創業・ベンチャーサポートデスク」を創設しました。本デスクにはフリーダイヤルを設け、担当者が外部機関と連携して、ビジネスプランの作成等のご支援、資金計画・融資のご相談にしています。また、OKB大垣共立銀行が主催する各種商談会を通じ、創業者の販路拡大を支援しています。



大垣共立銀行 美濃加茂支店 (太田町1890)  
電話：0574-25-2108



OKB創業・ベンチャーサポートデスク  
電話：0120-52-1310

## 岐阜商工信用組合

当組合は、事業性融資に特化した金融機関です。そんな金融機関だからこそできる

①スピード対応②決算書に表れない事業の将来性を見た融資判断③お客様と共に作りあげる事業計画等策定支援④各連携機関と協力したサポート体制構築⑤創業後のアフターフォローの充実により、美濃加茂市内を含めた多くのお客様に指示頂いております。

まずは「しょうしん 美濃加茂支店」までお気軽にご相談下さい。



岐阜商工信用組合 美濃加茂支店 (古井町下古井254)  
電話：0574-26-3255

## 岐阜信用金庫

創業を希望されるお客様の資金調達や円滑な事業活動、補助金・助成金の紹介や申請のための事業計画作成もお手伝いいたします。

創業支援施策には、無料の経営相談や専門家派遣制度などメニューが盛りだくさんです。



岐阜信用金庫 美濃加茂支店 (古井町下古井453)  
電話：0574-27-2511

## 関信用金庫

地域密着型の金融機関として、創業・起業に取組まれる皆様の様々なご相談に対応いたします。

事業計画の策定支援、資金調達相談をはじめ、開業後の悩みまでお気軽にお話しください。

地域の良き相談相手として、きっとお役に立てると思います。

当店と二人三脚で事業の安定、拡大を目指しましょう！



関信用金庫 加茂野支店 (加茂野町今泉1554-6)  
電話：0574-26-6166

## 十六銀行

地域の創業支援機関の皆さまと連携し、営業店・本店が一体となり、創業支援を行っています。

- 創業窓口相談：事業計画策定・資金調達などの創業に関するご相談を随時承ります。
- 創業サポートデスク：平成27年2月に創業希望者の専用窓口を開設しました。
- 創業サポートセミナー開催：創業にあたって必要な状況提供等を行っています。
- 創業者専用の融資商品：営業店窓口でご相談を承ります。



十六銀行 美濃加茂支店 (太田町後田1751-4)  
電話：0574-26-0161



十六銀行 古井支店 (森山町4-4-5)  
電話：0574-25-4116

## 東濃信用金庫

- 創業資金のお借り入れだけでなく、創業計画書の作成から創業後のアフターフォローまで、中小企業診断士やファイナンシャルプランナーの資格を持つ職員がサポートします。ぜひお気軽にご相談ください。



東濃信用金庫 美濃加茂支店  
(太田町3520-6)  
電話：0574-25-3145

東濃信用金庫 山手支店  
(山手町3丁目20-1)  
電話：0574-27-1151

東濃信用金庫 古井支店  
(森山町1-5-12)  
電話：0574-25-3148

## めぐみの農業協同組合

美濃加茂市内の店舗窓口にて、農業に就業される方に向けてご相談を承り、支援等を行っています。農業関連資金については、岐阜県農業信用基金協会の活用により対応させていただきます。



めぐみの農業協同組合 太田支店 (太田町1891-1)  
電話：0574-28-1200

## 日本政策金融公庫

日本政策金融公庫国民生活事業では、地域の身近な金融機関として、小規模事業者・創業企業の皆さまへの事業資金融資などを行う政策金融機関です。女性・若者・シニア起業家、社会的課題の解決に取り組むソーシャルビジネスや飲食業・理容業・美容業などの生活衛生関係の事業を始める方などご相談いただく方のニーズに応じ、無担保・無保証人での融資など皆さまの創業を支援する様々な融資制度をお取り扱いしています。



日本政策金融公庫 多治見支店 (多治見市本町2-70-5東鉄ビル4階)  
電話：0570-049200

## 岐阜県信用保証協会

岐阜県信用保証協会では、創業をお考えの方や創業して間もない方を対象とする制度として「県創業支援資金」「県羽ばたき」がございます。

制度名	対象者	保証限度額	保証期間	融資利率	保証料率
県創業	①新規開業者 ②県内事業所歴 1年未満の方	運転4,000万円 設備1億円	運転7年 設備15年	1.2% (償却期間が10年を超える 場合は1.6%)	年0.00%
県 羽ばたき	事業歴1年以上 5年未満の方	2,000万円	運転7年 設備10年	1.2%	年0.00%



岐阜県信用保証協会 経営支援課  
電話：058-276-6998

※上記制度は岐阜県が全額保証料を補給します。  
詳細は当協会ホームページをご覧ください。

## ● 美濃加茂市の支援

制 度	内 容
美濃加茂市小規模企業者事業所等整備補助金制度	美濃加茂市在住の方が市内で新たに創業され、市内の事業所の改修や新築を市内施工業者に依頼して行う場合に、その費用の一部に対して補助金を交付します。(工事費が30万円以上となる工事が対象) 補助上限額 50万円(千円未満切捨て) 但し、特定創業支援事業(下記参照)を受講して新規創業する場合は、補助上限額が100万円(千円未満切捨て)となります。
創業支援相談窓口	市の補助金制度等の案内を行います。また、ホームページや創業支援リーフレットを活用し、各創業支援事業者の窓口の周知を行います。
平成姫街道事業に伴う起業支援補助金	女性の起業や出店を促し、中山道太田宿の空き家等を利用して新たに出店及び起業する個人又は法人に対して補助金を交付します。 改修費補助上限額100万円、家賃補助上限額10万円/月

## ● 特定創業支援事業とは

創業を希望される方を継続的に支援する、創業に必要な4つの知識(経営・財務・人材育成・販路開拓)のすべてが取得できる事業を言います。

## ● 特定創業支援事業を受けた創業者への優遇制度

美濃加茂市創業支援事業計画に定められた「特定創業支援事業」による支援を受けた創業者は、美濃加茂市から証明書が発行されると以下のメリットを利用することができます。

<注意事項> 証明書は即日発行ではありません。

### メリット1

#### 会社設立時の登録免許税の軽減

認定を受けた市内の創業者が市内に法人設立する際の登録免許税が軽減されます。

株式会社：資本金の0.7%→0.35%(最低税額15万円→7.5万円)

合同会社：資本金の0.7%→0.35%(最低税額6万円→3万円)

合名・合資会社：1件につき6万円→3万円

※創業前または創業後5年未満の方(個人のみ)で市内で会社を設立する方が対象になります。(すでに会社を設立した方が組織変更を行う場合は対象外です)

### メリット2

#### 信用保証協会が実施する創業関連保証の特例の拡充

事業開始2ヶ月前から対象となる創業関連保証の特例が、事業開始6ヶ月前から利用可能

※事業開始6ヶ月前から創業後5年未満の方が対象となります。

### メリット3

#### 日本政策金融公庫の融資制度である「新創業融資制度」の自己資金要綱の充足

「創業時において創業資金総額の10分の1以上の自己資金を確認できること」の要件が充足しているとみなされます。

※「新創業融資制度」とは、各種条件を満たしたうえで、新たに事業を始める方または事業開始後間もない方を対象にした無担保・無保証人の融資制度(融資限度額3,000万円)です。

※創業前または創業後税務申告を2期終えていない方で新たに営もうとする事業について適正な事業計画を策定しており当該計画を遂行する能力が十分であると認められる方が対象となります。

<注意事項>

上記メリットを受けるためには、条件および審査などがあります。証明書の発行を受けた方すべてがこのメリットを受けられるわけではありません。